

保証事項

- 1 採用者が常勤雇用であった場合、最初に出社した日から下表に定める保証期間にて自己の意思による退職のほか、就業規則違反その他採用者の責めに帰すべき事由に基づく解雇・退職等、採用者の事由によって採用者が退職した場合は、求人者は弊社に対し、支払われた報酬に下表に定める返金率を乗じた金額を返還請求できるものとする。

保証期間	返金率
出社後 1 ヶ月以内に退職した場合	80%
出社後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に退職した場合	50%

- 2 前項に定める場合を除くほか、求人者は弊社に対し、報酬の全部又は一部の支払を拒絶し、また支払い済みの報酬の全部又は一部の返還を求めることはできない。

愛知県名古屋市中区錦 2-4-11
株式会社ライフサポートイノベーション